

報告第 1 号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 2 年 3 月 2 日提出

加東市長 安 田 正 義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第 1 号	令和 2 年 2 月 7 日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

専決第 1 号

和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 2 年 2 月 7 日

加東市長 安 田 正 義

1 損害賠償の相手方

2 和解事項 市は、相手方廻渚地区集会所の雨樋の修理費用の 10 割を支払う。

3 損害賠償の額 28,600 円

4 事故の概要

(1) 事故発生日時 令和 2 年 1 月 7 日 午前 9 時 15 分頃

(2) 事故発生場所 加東市廻渚 164 番地 廻渚地区集会所

(3) 事故の内容 市職員が、ごみ収集業務中、廻渚地区集会所裏側のごみステーションでごみを収集するため、集会所敷地内で方向転換をしようと公用車を後進させたところ、車両左後部を集会所の雨樋に接触させ、損傷させた。